

皮膚科の女性医師を考える会実施要綱

平成 20 年 10 月 6 日制定
平成 23 年 11 月 25 日一部改正
(社) 日本皮膚科学会理事長裁定

第 1 条 目的

近年の皮膚科女性医師（以下、「女性医師」という。）の増加に鑑み、関わるさまざまな問題について検討を行い、その振興策について理事長に答申し、女性医師及び皮膚科学会の発展に期することを目的とする。

第 2 条 検討内容

女性医師の現状について、調査分析、意見聴取等を行い、それを基に、女性医師の診療活動、研究活動、学会活動等の円滑かつ適正を図るための具体的対応方策について継続的に検討を行なう。

第 3 条 構成メンバー

- 1、委員は、担当理事、女性医師、大学等の研究者等で構成し、総数は 15 人程度とし、理事長が任命する。また、必要に応じオブザーバーを加えることができることとする。
- 2、委員長は、理事長が理事の中から委嘱する。
- 3、本会業務の円滑な実施を図るため、各地域に協力委員を置くことができることとし、委員長が任命する。

第 4 条 検討期間

当面、「社団法人日本皮膚科学会定款施行細則第 7 条第 2 項に基づく理事会規定(平成 22 年 5 月 23 日制定)」第 10 条に定める見直しまでを目途として検討を行なう。

第5条 雑則

- 1、委員等に対し、必要に応じ会議出席旅費を支給する。
- 2、委員会の事務は、事務局総務チームで処理する。

(参考)

(上記規定)

10条

この規定は、平成22年5月23日から適用し、適用から6年後において、廃止を含めた見直しを行うこととする。